

令和3年度版

中小企業者の皆様へ

勝浦市 資金融資制度のしおり

◎市では、中小企業者の皆様方に、経営の合理化、設備の近代化等に必要な資金の融資、相談を行っていますのでご利用下さい。

勝浦市役所 観光商工課 定住・ビジネス支援係
電話番号 0470-73-6687

※この制度は、市が金融機関に一定額を預託し、それを原資として、千葉県信用保証協会の保証に基づき金融機関が融資するものです。

●融資対象

1. 市内で同一事業を1年以上営み、適切な事業計画のもとに独立して事業を営んでいる中小企業者で個人及び法人。
2. 市税の滞納のないこと。
3. 千葉県信用保証協会の信用保証の対象業種で、保証協会の保証を受けられるもの。

●その他

各種不正手段により融資を受けた、償還を怠った、事業を廃止・休止した等の場合、資金の返還を請求する場合があります。

●申込方法

1. 申込書類は、勝浦市役所観光商工課又は各金融機関にありますので、所定事項を記入の上、申し込んで下さい。
2. 申込窓口は各金融機関です。

●提出書類

1. 勝浦市中小企業融資申込書に納税証明書と金融機関及び千葉県信用保証協会の定める書類を添付する。

◎取扱金融機関

千葉銀行 勝浦支店

千葉興業銀行 勝浦支店

京葉銀行 勝浦支店

銚子信用金庫 勝浦支店

房総信用組合 勝浦支店

【 制 度 の 概 要 】

種類	区分	融資対象	融資限度額	融資期間	融資利率	保証人担保	利子補給率
事業資金	運転資金	市内で同一事業を1年以上営み、市税を滞納していない中小企業者で、原材料、商品の購入等に要する資金	700万円	5年以内 (据置6ヶ月以内)	1年以内 年2.40%	保証人 (個人) 原則として不要 (法人) 代表者	融資利率の 1/2
	設備資金	市内で同一事業を1年以上営み、市税を滞納していない中小企業者で、店舗、工場、倉庫等の新築増改築及び各種機械設備等の購入に要する資金	1,500万円	10年以内 (据置12ヶ月以内)	1年超 3年以内 年2.70%		
小口零細企業保証資金	運転資金	市内で同一事業を1年以上営み、市税を滞納していない小規模企業者で、原材料、商品の購入等に要する資金	700万円	5年以内 (据置6ヶ月以内)	3年超 5年以内 年2.80%	担保 必要に応じて	
	設備資金	市内で同一事業を1年以上営み、市税を滞納していない小規模企業者で、店舗、工場、倉庫等の新築増改築及び各種機械設備等の購入に要する資金	1,250万円	10年以内 (据置12ヶ月以内)	5年超 10年以内 年3.40%		

※ 小口零細企業保証資金を利用する場合は、既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資限度額）との合計で1,250万円の範囲内となる新規の保証に限る。

※ 「小規模企業者」とは、常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、五人）以下の会社及び個人。

※ 利子補給制度

資金の借入者の金利負担を軽くするため、市が利子補給をします。

融資制度をご利用の方へ

次の事項について充分検討のうえ申し込んで下さい。

1. 投資計画及び申込理由が明確であること。
2. 経営管理、経営内容及び帳簿の整理が充分であること。
3. 返済条件が自己能力に妥当であるかどうか。
4. 担保物件の整備と適切な保証人を予め準備していること。
5. 資金を申し込む時点において、保証協会の保証限度額の範囲内であること。
6. 資金借入は余裕をもって早めに申し込むこと。

本制度のお問い合わせは、下記のとおりです。

勝浦市役所 観光商工課	(0470-73-6687)
勝浦市商工会	(0470-73-0199)
千葉銀行 勝浦支店	(0470-73-1121)
千葉興業銀行 勝浦支店	(0470-73-7811)
京葉銀行 勝浦支店	(0470-73-1231)
銚子信用金庫 勝浦支店	(0470-73-0102)
房総信用組合 勝浦支店	(0470-73-0025)